

# 定 款

アイティメディア株式会社

平成11年12月27日	定款認証
平成11年12月28日	会社設立
平成11年12月28日	改 正
平成12年 5月 1日	改 正
平成14年 3月28日	改 正
平成14年 6月20日	改 正
平成15年 6月17日	改 正
平成16年 1月 8日	改 正
平成17年 3月 1日	改 正
平成17年 6月17日	改 正
平成18年 6月16日	改 正
平成18年10月31日	改 正
平成19年 6月15日	改 正
平成19年10月 1日	改 正
平成21年 6月20日	改 正
平成22年 6月19日	改 正
平成22年10月 1日	改 正
平成24年 6月15日	改 正
平成27年12月 1日	改 正
平成28年 6月17日	改 正
令和 4年 6月23日	改 正

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、アイティメディア株式会社と称し、英文では ITmedia Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットによる広告業務
2. 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業務
3. 広告、宣伝の情報媒体の企画、販売およびその仲介
4. マーケティングリサーチおよび各種情報の収集、分析および提供
5. インターネット上のショッピングモールの開設および運営
6. インターネット等のネットワークを利用した商取引システムの設計、開発、運用、保守ならびに決済処理に関する事務の受託および代行
7. 情報提供サービス業および情報処理サービス業
8. 書籍・雑誌その他印刷物の企画制作および出版ならびに販売
9. 電子出版物の企画、編集、制作および販売
10. 通信販売業
11. 知的財産権の取得および管理ならびに販売、貸与、仲介に関する業務
12. 通信システムによる情報収集ならびに販売に関する業務
13. 有料職業紹介業
14. コンピューターおよびその周辺装置ならびに端末機器の開発、製造
15. コンピューターならびに関連機器の販売、賃貸
16. コンピューターのソフトウェアの企画、開発ならびに販売、賃貸
17. コンピューターシステムに関するコンサルタント業務
18. セミナー、イベント等の催事の企画ならびに運営
19. 前各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### (公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条の第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の所得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録およびその他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、申出の手続きおよびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

- ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使

することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社

長1名を選定し、必要に応じて会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 社長のほか、取締役会の決議によって、本条第1項の役付取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会決議の省略)

第24条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法定の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第31条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において

定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社は、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。  
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

### (除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

### 附則

第1条 当会社は、第17回定時株主総会終結前の行為に關し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

令和5年3月2日

アイティメディア株式会社  
代表取締役社長 大槻 利樹